

6 令和8年度 大石田中学校『いじめ防止等基本方針』

<いじめ防止対策の基本的な考え方>

「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という可能性を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、学校、地域、家庭、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「未然防止」「早期発見」「早期対応・組織的対応」等に全力で取り組むものとする。

<いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）>

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

